

新型コロナウイルス関連の支援制度まとめ

* 前回からの変更、追加を赤字で記します。

令和2年6月15日時点の新型コロナウイルス関連の支援制度等について、主な制度を何点か下記にまとめました。これらの制度等は「①変更の可能性②期限が定められている③問合せ先がつながりにくい④支給決定まで時間がかかる」場合があります。本紙掲載以外にも支援制度があり、また栃木県や各市町において、融資や補助金制度を創設しています。支援制度は今後、新規創設や変更がありえますので、組合員の皆様方におかれましても、日頃からの情報収集をよろしくお願いいたします。

| | 支援策等 | ワンポイント | 概要等 | お問合せ先 |
|---|----------------|---|--|---|
| 1 | 特別定額給付金 | 住民記帳台帳に記録されている者 一人当たり 10万円給付 | <ul style="list-style-type: none"> ◆世帯主が世帯全員分を受け取る。（所得制限はなし） ◆オンライン申請（マイナンバーカード保持者のみ）、郵送申請、市町村窓口申請。 ◆受付、給付開始日は各市町村において決定される。 ◆申請期限は、郵送申請の受付開始日から3か月以内。 ◆給付を希望される方は、申請書の給付対象者全員の名前欄の右側の「給付金の受給を希望されない方」にチェックを入れないように注意する。 | コールセンター 0120-260-020 （9：00～20：00） |
| 2 | 子育て世帯への臨時特別給付金 | 児童手当を受給する世帯 児童1人につき 1万円給付 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特別定額給付金に上乗せ支給する。 | コールセンター 0120-260-020 （9：00～20：00） |
| 3 | 持続化給付金 | 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 個人事業者 最大100万円 法人事業者 最大200万円 | <ul style="list-style-type: none"> ◆売上減少分の計算方法。 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12か月） ◆2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。（2019年に創業した方等の特例あり。） ◆一人親方も申請可能。 ◆WEB上での申請を基本。窓口は完全予約制。 ◆申請書類 個人：①本人確認書類②2019年の確定申告書の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿 等。 法人：①2019年の確定申告書の控え ②減収月の事業収入額を示した帳簿 等。 ◆申請期間 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで。 | コールセンター 0120-115-570 （8：30～19：00*6月中は全日対応） 申請サポート会場 電話予約窓口 0570-077-866 （9：00～18：00 平日、土日祝日） |
| 4 | 雇用調整助成金（特例） | 雇用保険適用事業所が対象 休業手当の助成率引き上げ等 （日額上限15,000円） | <ul style="list-style-type: none"> ・・・緊急対応期間中（4/1～9/30）の要件・・・ ◆売上（生産指標）要件：1ヶ月5%以上低下。 ◆中小企業：助成率最大100%（政府や地方自治体の休業要請に応じた場合等。） ◆雇用保険被保険者でない労働者も対象。（緊急雇用安定助成金） ◆休業等実施計画届（所定書式あり）の事後提出OK。 ◆従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方は手続きが大幅に簡素化。（申請書類の簡素化、実際に支払った休業手当額から簡易に助成額を算定等。） | 最寄りのハローワークまたは 相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む） |
| 5 | 小学校休業等対応助成金 | 小学校等の休業により、子供の世話をを行うことが必要となった労働者に有給休暇を取得させた事業主 休暇中に支払った 賃金相当額×10/10 （日額上限15,000円） | <ul style="list-style-type: none"> ◆2月27日～9月30日の間に取得した休暇。 ◆小学校等の範囲⇒小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等。 | 相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む） |
| 6 | 小学校休業等対応支援金 | 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者 日額7,500円（定額） | <ul style="list-style-type: none"> ◆2月27日～9月30日の間に就労できなかった日。 ◆臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること。 ◆小学校等の臨時休業。自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合。 | 相談コールセンター 0120-60-3999 （9：00～21：00*土日・祝日含む） |

| | | | | |
|----|---------------------------|--|--|--|
| 7 | 新型コロナウイルス感染症 特別貸付 | 直近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方等 融資後の3年間まで 0.9%金利引き下げ | ◆信用力や担保に依らず一律金利として、無担保による貸付けを行う。 ◆貸付期間 設備20年以内、運転15年以内。(うち据置期間5年以内) ◆融資限度額 中小事業3億円。 | 日本政策金融公庫 0120-154-505 (平日) 0120-327-790 (土日・祝日) |
| 8 | 緊急小口資金 | 一時的な資金が必要な方(主に休業された方) 貸付上限額 学校の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内 | ◆休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため貸付を必要とする世帯。 ◆据置期間1年以内、償還期限2年以内、貸付利子無利子。 ◆2制度とも返済時点で住民税が非課税世帯なら、返済が免除される。 | お住まいの市町村社会福祉協議会 |
| 9 | 総合支援資金 | 生活の立て直しが必要な人(主に失業された方) 貸付上限額 二人以上の場合 月額20万円以内 単身の場合 月額15万円以内 | ◆原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。 ◆貸付期間は原則3か月以内。 ◆据置期間1年以内、償還期限10年以内、貸付利子無利子。 | お住まいの市町村社会福祉協議会 |
| 10 | 資金繰り支援 | 突発的な事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者。 セーフティネット保証4号(経営安定資金) 借入債務の100%を保証 | ◆指定地域で(新型コロナウイルスの影響等によるもので今回は全都道府県が対象。)1年間以上継続して事業を行っていること。 ◆最近1ヶ月の売高等が前年同月比で20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること。 ◆借入債務80%保証のセーフティネット保証5号等の制度もあり。 | 最寄りの民間金融機関 |
| 11 | 建設業許可申請・ 経営事項審査の 対応 | 建設業許可業者の方 郵送受付開始 | ◆対象書類:建設業許可申請書(新規、業務追加、更新など)・経営事項審査書類。 ◆必要な書類を発送記録が残る方法で郵送。(特定記録、簡易書留、レターパック等) ◆従来の窓口受付(会場審査)も可能。 | ◆建設業許可⇒管轄の土木事務所の総務課 ◆経営審査⇒栃木県監理課建設業担当 028-623-2390 |
| 12 | 国税・地方税・社 会保険料 | 支払困難な方(事業所) 1年間の支払猶予 | ◆国税⇒所得税、消費税、法人税等。地方税⇒住民税、固定資産税、事業税等。 ◆社会保険料⇒市町村国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、(国民・厚生)年金保険料等。 ◆納期限から6か月以内に各機関に申請書を提出。 ◆延滞税の一部免除あり。 | ◆国税は各税務署 ◆地方税は各市町村、県税事務所 ◆市町村国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は各市町村 ◆国民年金保険料は各市町村または各年金事務所。厚生年金保険料は、各年金事務所 |
| 13 | 公共料金等 | 電気・ガス代 最大3か月の支払猶予 水道・下水道 最大4か月の支払猶予 携帯電話・固定電話・インターネット等 6月末まで支払猶予 | ◆電気・ガス代⇒社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付け」を受けている方等。 ◆水道・下水道⇒収入が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道料金の支払が困難になった方。 ◆電話、インターネット等⇒料金等の支払いが期限までに困難な場合。 | ◆電気・ガス代は各電力会社、ガス会社 ◆水道・下水道は市町村窓口 ◆電話、インターネット等は各通信会社 |

| | | | | |
|----|---------------------------|---|--|---|
| 14 | 生命保険料・ 損害保険料 | 生命保険料の払い込み等 最長6か月間延長猶予 損害保険料の払い込み等 最長で9月30日まで猶予 | ◆生命保険には契約者貸付制度もあり。新型コロナの影響の場合は利息がかからない。 ◆猶予期間について、さらなる延長期間を設ける保険会社もあります。 | 各保険会社 |
| 15 | 住宅ローン | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方 返済期間の延長など | ◆返済特例（返済期間の延長など。） ◆中ゆとり（一定期間、返済額を軽減。） ◆ボーナス返済見直し（ボーナス返済月の変更、ボーナス返済取り止め等。） | 住宅金融支援機構 048-615-3311（選択番号2） |
| 16 | 住宅確保給付金 の拡充 | 離職・廃業から2年以内の方・休業等で収入が減少し、離職等 と同程度の状況に至り、住居を失う恐れがある方 家賃相当額（原則3か月）給付 | ◆「収入要件」「資産要件」「就職活動要件」などの一定の基準を設定。基準は各市町によ って異なる。 | 各市町の自立相談支援機関 |
| 17 | 中建国保 傷病手当金 （コロナ特化） | すべての組合員を対象に 新型コロナに特化した 傷病手当金を支給 | ◆個人事業主・一人親方の方 入院・入院外問わず日額8,000円支給（45日分を限度） ◆法人事業主・法人従業員・個人従業員及び左記対象者の家族被保険者 支給日額：（直近3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3 ※算定された支給日額より少ない場合はその差額を支給。 ※組合員の支給日額が8,000円を下回るときは、45日を限度に 差額を支給。 ※支給日額には上限があります。 支給日数：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日か ら労務に服することができなかった期間のうち、就労を予定していた日 （入院が継続する場合は最長1年6か月。） ※最初の3日間については、組合員に日額8,000円を支給。 | 中建国保栃木県支部 028-652-5910 |
| 18 | コロナによる現場 の工期遅延への対 策 | 必要な方（業者の方） 設備機器の納入遅れ等による工期変更の 「合意書」のひな型 | ◆「顧客への告知と合意書の取り交わし」が大切。合意書のひな型は、匠総合法律事務所 の秋野弁護士が作成。 | 栃木建労ホームページよりダウンロード可能。 |
| 19 | コロナ感染症電話 相談窓口 | 栃木県電話相談窓口 | ◆新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症 状が出たときの対応などの相談窓口。 | ◆相談コールセンター 0570-052-092 24時間（*土日祝日含む） ◆帰国者・接触者相談センター 県内の広域健康福祉センターに問合せ。 |
| 20 | 布マスクの 全戸配布 | 1世帯あたり 2枚配布 | ◆日本郵便の配送網を活用して配布される。 | 相談コールセンター 0120-551-299 （9:00~18:00*土日祝日も含む） |
| 21 | 新型コロナ対応 休業支援金 | 休業手当を受けられなかった従業員 休業前賃金の80% （月額上限33万円） | ◆休業期間中（4月1日～9月30日）に賃金を受けられなかった中小企業の労働者に対 し、自身で申請することにより支援金を支給。 | 最寄りのハローワーク |

| | | | | |
|----|----------------------|--|---|--|
| 22 | 家賃支援給付金 | <p>支払った家賃</p> <p>個人事業者 月額25万円（最大50万円） ×6か月分</p> <p>法人事業者 月額50万円（最大100万円） ×6か月分</p> | <p>◆5月～12月において以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</p> <p>◆給付額</p> <p>①個人25万円、法人50万円を上限に家賃の6か月分。 *複数店舗を所有の場合、給付上限額の1/3給付とし、個人50万円、法人100万円に引き上げる。</p> <p>◆申請開始は最速で6月下旬以降の予定。</p> | 問合せ先等は、準備が整い次第、公表。 |
| 23 | 学生支援緊急給付金 | <p>学びの継続のため</p> <p>住民税非課税世帯の学生 20万円</p> <p>それ以外の学生 10万円</p> | ◆世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等による経済的な影響で、修学が難しい学生（対象になるかどうかは在学先が判断する。） | 文部科学省ホームページを参照 または在学先に問い合わせ。 |
| 24 | ひとり親世帯 臨時特別給付金 | <p>児童扶養手当の受給水準にあるひとり親世帯</p> <p>児童扶養手当受給世帯等</p> <p>1世帯 第2子以降一人につき 5万円 3万円加算</p> <p>上記に加え、収入が大幅減の場合</p> <p>1世帯 5万円加算</p> | <p>◆児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方。 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方。（対象拡充策あり。） ③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方。</p> <p>◆収入が大幅減の場合（追加給付） 上記①・②のうち、家計が急変し、収入が減少した方。</p> <p>◆基本給付は申請不要。（8月頃、児童扶養手当の支給口座に振り込み。） 追加給付は申請必要。</p> | コールセンター 0120-400-903 (平日9:00~18:00) |
| 25 | 消費税の課税選択の 変更に係る特例 | 課税期間開始後であっても 消費税の課税事業者を 選択出来る（辞められる） | <p>◆税務署に申請が必要。</p> <p>◆令和2年2月1日～令和3年1月31日までの間のうち任意の1ヶ月以上の期間の事業収入が、著しく減少（前年同期比、概ね50%以上）している事業者。</p> <p>◆本特例を利用する場合、2年間の継続適用要件等は適用されない。</p> | 最寄りの税務署 |
| 26 | 雇用保険 基本手当の引き上げ | 基本手当（失業手当）の支給日数 最大60日延長 | ◆新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応。 | 最寄りのハローワーク |
| 27 | 労働保険年度更新 | 申告・納付期限 8月31日まで延長 | ◆労働保険料の申告・納付期限の延長（口座からの振替納付日は10月13日） また、事業に係る収入に相当の減少があった場合、申請により納付を1年間猶予 | 最寄りの労働局またはハローワーク |